

## 【 居宅介護支援重要事項説明書 】

### 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 03-5851-2281 (担当 仲内 綾子)

※ご不明な点は、何でもお問い合わせ下さい。

### 2. めいしょう居宅介護支援事業所の概要

#### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

|           |                     |
|-----------|---------------------|
| 事業所名      | めいしょう居宅介護支援事業所      |
| 所在地       | 東京都足立区竹ノ塚4-4-13 1F  |
| 介護保険指定番号  | 1372107308          |
| 通常の事業実施地域 | 足立区・荒川区・葛飾区・川口市・草加市 |

#### (2) 同事業所の職員体制

| 資 格     | 常 勤 | 非常勤 | 業務内容       | 計  |
|---------|-----|-----|------------|----|
| 管理者     | 1名  |     | 介護支援専門員と兼務 | 1名 |
| 介護支援専門員 | 7名  | 1名  |            |    |

#### (3) 営業時間

|         |                          |
|---------|--------------------------|
| 月曜日～土曜日 | 午前9時～午後5時(12月29日～1月3日除く) |
| 日曜日     | お休み                      |

※緊急連絡電話 03-5851-2281

### 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

#### \* サービス提供までの流れ

①居宅支援の申し込み→②居宅介護支援契約書の作成→③サービス提供開始

#### \* サービスの内容

- ①介護支援専門員は、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るよう解決すべき問題を把握する。
- ②介護支援専門員は複数の指定居宅サービス事業者等の情報を適正に利用者又はその家族に提供し、利用者は居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることが出来ます。
- ③介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望並びに前項より把握された解決すべき課題に基づき、居宅サービス計画の原案を作成する。また利用者は居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求める事が出来ます。
- ④介護支援専門員は、サービス担当者会議において居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集し利用者の情報等を各担当者と共有し専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- ⑤介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後も居宅サービス計画の実施

状況の把握を行い必要に応じて居宅サービス計画の変更、又サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

⑥介護支援専門員は⑤に規定する実施状況の把握に当たっては特段の事情のない限り少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し利用者と面接し実施状況の把握を行うものとする。

⑦介護支援専門員は利用者がその居宅において日常生活を営む事が困難になったと認める場合もしくは利用者が介護保険施設への入所を希望する場合は、それらの施設への紹介その他の便宜を図る。

⑧サービス事業者の選定に関しては、利用者・家族の希望をふまえて公正中立に決定する。

\* 医療機関へ入院した利用者の退院後の円滑な在宅生活への移行を促進する目的で、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該医療機関にお伝え下さい。

#### 4. 利用料金

##### (1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度により全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなった場合、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を住所地の区市町村の窓口に提出し払戻の手続きを行って下さい。(払戻についてはご相談下さい。)

居宅介護支援費 I - i (取扱件数 45 件未満)

要介護 1・2 月 12,380 円

要介護 3・4・5 月 16,085 円

居宅介護支援費 I - ii (取扱件数 45 件以上 60 件未満)

要介護 1・2 月 6,201 円

要介護 3・4・5 月 8,025 円

居宅介護支援費 I - iii (取扱件数 60 件以上)

要介護 1・2 月 3,716 円

要介護 3・4・5 月 4,810 円

##### <加算>

初回加算 ¥3,420、入院時情報連携加算 I ¥2,850・II ¥2,280、通院時情報連携加算 ¥570、退院・退所加算 I カンファレンス参加無し ¥5,130、有 ¥6,840・II カンファレンス参加無し ¥6,840、有 ¥8,550・III カンファレンス参加有 ¥10,260、ターミナルケアマネジメント加算 ¥4,560、緊急時等居宅カンファレンス加算 ¥2,280 (月 2 回が限度) 看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価により適当と認められるケースについては居宅介護支援の基本報酬の算定を行う。

○ケアプラン連携システムを活用し、かつ事務職員を配置している場合

居宅介護支援費Ⅱ-i (取扱件数 50 件未満)

要介護 1・2 月 12,380 円

要介護 3・4・5 月 16,085 円

居宅介護支援費Ⅱ-ii (取扱件数 50 件以上 60 件未満)

要介護 1・2 月 6,007 円

要介護 3・4・5 月 7,786 円

居宅介護支援費Ⅱ-iii (取扱件数 60 件以上)

要介護 1・2 月 3,602 円

要介護 3・4・5 月 4,674 円

## (2) 交通費

前記 2 の (1) のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、原則として介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費（公共交通機関等の実費）が必要になる場合があります。

## (3) 解約料

〔請求しない場合〕

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

〔請求する場合〕

お客様の都合により解約した場合、下記の料金を頂く場合があります。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合

要介護 1・2 ￥12,380

要介護 3・4・5 ￥16,085

初回加算 ￥3,420

入院時情報連携加算Ⅰ ￥2,850

入院時情報連携加算Ⅱ ￥2,280

通院時情報連携加算 ￥570 (月 1 回が限度)

緊急時等居宅カンファレンス加算 ￥2,280 (月 2 回が限度)

退院・退所加算Ⅰ カンファレンス参加 無し ￥5,130 有り ￥6,840

退院・退所加算Ⅱ カンファレンス参加 無し ￥6,840 有り ￥8,550

退院・退所加算Ⅲ カンファレンス参加 有り ￥10,260

ターミナルケアマネジメント加算 ￥4,560

看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価により適当と認められるケースについては居宅介護支援の基本報酬の算定があります。

## 5. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

### (1) 運営方法

事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、入浴、排泄、食事の介助その他の生活全般にわたる援助が出来るよう居宅サービス計画

の作成を行う。

事業の実施に当たっては、関係区市町村地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの受給が出来るよう努めるものとする。

(2) 居宅支援の実施等

当社ではケアプラン作成において利用者の解決すべき問題を把握し、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るよう支援致します。

(3) サービス利用のために

| 事項                                      | 有無 | 備考                |
|-----------------------------------------|----|-------------------|
| 介護支援専門員の変更                              | 有  | 変更を希望される方はお申し出下さい |
| 介護支援専門員への研修の実施                          | 有  |                   |
| 契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客様の都合により解約した場合の解約料 | 有  | 前記4の(3)参照         |
| その他                                     |    |                   |

6. 秘密保持

- ①介護支援専門員及び事業者の使用する従業者は、在職中及び退職後においてもサービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- ②介護支援専門員及び事業者は、利用者及び利用者の家族等から知り得た個人情報を介護保険に関わるサービス事業者等への提示、サービス担当者会議等用以外では用いません。
- ③介護支援専門員及び事業者は、利用者の個人情報の使用に当たっては事前に利用者及び家族等の同意を得てから使用致します。

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定しています。  
虐待防止に関する責任者 仲内 綾子  
電話 03-5851-2281
- ②成年後見制度の利用を支援します。
- ③苦情解決体制を整備しています。
- ④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

## 8. サービス内容に関する苦情

利用者からの相談又は苦情に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

① 連絡先           Tel 03-5851-2281           fax03-5851-2283

② 担当者名       仲内 綾子

③ 受付時間       9:00～17:00

④ 担当者が不在の場合の対応       事業所の従業員が初期対応出来る様に  
体制を整え、後に担当者へ引き継ぐ。

## (2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う為の処理体制・手順

### ① 苦情原因の把握

- a 利用者又はその家族等から苦情も訴えを良く聴き、必要に応じ利用者宅を訪問する等状況把握に努める。
- b 介護支援専門員は、利用者の置かれている立場等を十分配慮しながら、誠意をもって対応する事と心掛け、聞き取りを行う。
- c その他の処遇等に関する苦情においても、利用者のプライバシー等に十分配慮したうえで関係者と協力して事実確認等を実施する。

### ② 検討会の実施

- a 必要に応じ、苦情発生に関して事実関係の精査等を実施する為に、事業所内において検討会を開催する。
- b 解決後において、再度苦情が発生しない様、方策を決定する為に検討会を開催する。

### ③ 改善の実施

- a 検討会において、当社が責めを帰すべき苦情に関しては、誠意をもってお詫びをし、今後の再発防止策の提案をしたうえで、再度利用者の意見を聞き再発防止に生かす。
- b 当社が責めを帰さない場合であっても、訴えに対し傾聴し、もし誤解があるような場合は、不快な思いをさせない様配慮しながら説明を得られる様努力する。

### ④ 解決困難な場合

地域の権利擁護センターや、東京都国民健康保険団体連合会、各保険者介護保険課等の窓口を利用し解決へ向かう様にする。

### ⑤ 再発防止

②の検討会において決定した再発防止策の実施徹底が出来ているのかの検証を事業所内会議等において実施する。

### ⑥ 事故発生時の対応など。

- a 事故発生時は、利用者の身体を第一とした対応を心掛け、  
救急要請等や各利用者の緊急連絡先に応じた対応を心掛ける。
- b 市区町村介護保険課へ報告する。
- c 再発防止の為の方策を実施する。

(3) その他の参考事項

事業所内研修において、使用者のプライバシーに配慮したうえで再発防止勉強会においてケーススタディを行う。

① 事業所お客様相談、苦情受付担当 仲内 綾子

電話 03-5851-2281

\* 当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることが出来ます。

② 通常の事業実施地域の苦情相談窓口

(1) 足立区役所介護保険課事業者指導係 苦情相談窓口

住 所 〒120-8510 足立区中央本町1丁目17番1号 北館1階

電話 03-3880-5111

基幹地域包括支援センター 地域福祉課・包括支援課

住 所 〒120-0816 足立区梅島二丁目1番20号1階

電話 03-6807-2460

(2) 荒川区高齢者福祉課高齢者福祉係 おとしよりなんでも相談室

住 所 〒116-8501 荒川区荒川二丁目2番3号

電話 03-3802-3111

(3) 葛飾区介護保険管理係 福祉管理課企画係 (事前予約必要)

住 所 〒124-8555 葛飾区立石五丁目13番1号

電話 03-5654-8243

(4) 川口市介護保険課給付係

住 所 〒332-860 川口市青木二丁目1番1号

電話 048-259-7293

(5) 草加市長寿・介護福祉課相談支援係

住 所 〒340-8550 草加市高砂一丁目1番1号

電話 048-922-1281

(6) その他 (住所地にある苦情の窓口等)

③ 東京都国民健康保険団体連合会 (苦情相談窓口)

受付時間 (土・日・祝祭日を除く) 午前9時から午後5時まで

苦情相談窓口専用 電話 03-6238-0177 (直通)

埼玉県国保連合会 介護保険課 苦情対応係

受付時間 (土・日・祝祭日を除く) 午前8時半から午後5時

苦情相談窓口専用 電話 048-824-2568 (直通)

## 9. 事故処理及び対応

- ① 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じます。
- ② 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった対応について記録します。
- ③ 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

事業所お客様事故受付担当

仲内 綾子

電話 03-5851-2281

## 10. 業務継続計画の策定等

- ① 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務計画を策定します。
- ② 感染症及び災害に係る研修を定期的に（年1回以上）行います。
- ③ 定期的に業務計画の見直しを行い、必要に応じて業務計画の変更を行う。

## 11. 衛生管理

感染症の予防及びまん延防止に関する会議等においてその対策を協議し対応指針を作成する。また研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

## 12.

## 13. 当社の概要

|          |                  |
|----------|------------------|
| 名称・法人種別  | 株式会社 明昭          |
| 代表者役職・氏名 | 代表取締役 藤田 千代士     |
| 法人所在地    | 東京都足立区保木間四丁目3番5号 |
| 電話番号     | 03-3859-3008     |

令和            年            月            日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基  
いて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地：東京都足立区竹ノ塚 4-4-13 1F  
名称：めいしょう居宅介護支援事業所

説明者： 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け了承しました。

利用者 住 所：

氏 名： (印)

(代筆者) 住 所：

氏 名 (続柄): (印)